

# 教えて 猪川先生!

## 知っておくときっと役立つ

### 薬の話

“処方薬”と“市販薬”、“販売名”と“一般名”、“先発医薬品”と“後発医薬品(ジェネリック医薬品)”など、基本用語の違いがわかりますか。「医薬品医療機器総合機構(PMDA)」ウェブサイトを使えますか。これらを知っておくときっと役に立ちます。



今回のお題

薬のキホン



名前が違っても

同じ効き目の薬があるってホント？

執筆 ▶ 猪川和朗

広島大学大学院臨床薬物治療学・准教授。徳島大学薬学部を卒業した後、薬剤師として大分大学病院薬剤部に勤務。医薬品医療機器総合機構などを経て、広島大学へ異動し、介護支援専門員の資格を取得、介護職員初任者研修を修了。博士(薬学) 衛生検査技師。



介護利用者の多くは高齢者で、何らかの病気で薬物治療を受けている患者でもあります。よって「薬」は介護従事者にとっても身近なものはずです。でも、もしかしたら薬は職能の本質でないからと関心をもたなかったり、医療従事者に聞けばいいからと何となく取り扱っているかもしれません。

今回は、介護従事者が知っておくときっと役立つ話として、“薬のキホン”をやさしく丁寧に解説します。

### まずは薬の分類を知ろう

薬は、生命・健康に多大な影響を及ぼすため、『医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』(通称:薬機法)という法律で「医薬品」として厳格に規制されています。薬は必ず国の審査と承認を得なければなりません。大まかには

表1のとおり、医療保険で使用される“処方薬”、自費で使用される“市販薬”があります。正確には4つに分類されるのですが、処方箋にもとづく医療用医薬品が最も多く、薬の中心的存在といえます。医療用医薬品のうち(表2)、厚生労働省にはじめて承認された薬が“先発品”です。一定期間を経て、先発品の有効性・安全性が確認された後に、それと同等の製品として承認された薬が“後発品”です。先発品よりも低コストで簡便に開発できるため、後発品は価格が安いのが特長となっています。

本名、芸名、通称!?  
薬はいくつもの名前をもっている

実は薬には「販売名」、「一般名」、「化学名」の3つの名前があります。

### 介護従事者の目



介護従事者にとって薬は主要な職務でないからと、何となく関わっていると きもあるかもしれません。でも気になったら、自ら確認してみることも重要です。ただし、確認するのは「PMDAウェブサイト」など、信頼できる正しい情報源であるべきです。薬に関する意識と知識があれば、薬剤関連事故の防止、医療従事者との協働、介護サービスの質向上につながります。「こんな見たんですけど〜、どうなんですかね!」と、コミュニケーションのきっかけにもなると思います。

販売名については、先発品は「販売名=(商標)+(剤形)+(含量・濃度)」の3点セット名称で、後発品では「販売名=(一般名)+(剤形)+